

組合規約の一部変更

1. 三菱製鋼健康保険組合規約の一部を次のとおり改正する。
 - (1) 第36条（常務理事及びその職務）を新旧対照表のとおり変更する。
 - (2) 第51条（延長傷病手当金付加金）を新旧対照表のとおり変更する。
 - (3) 附 則
この規約は、令和4年3月1日から施行する。施行日前の労務に服することができない期間にかかる延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。
2. 規約変更理由書
 - (1) 第36条（常務理事及びその職務）、文言の修正を行う。
 - (2) 第51条（延長傷病手当金付加金）
 - ア. 第1項について、文言の修正を行う。
 - イ. 第4項について、健康保険法改正により法定給付である傷病手当金の支給期間は通算化されることになったが、当組合の独自支給である延長傷病手当金付加金は従来どおりの支給要件のとするため、条文を変更する。

3. 新旧条文対照表

新	旧
（常務理事及びその職務） 第36条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が、理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を掌理する。	（常務理事及びその職務） 第36条 この組合に1名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が、理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。
延長傷病手当金付加金） 第51条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことにより、その支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前月額の30分の1に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。 2 （省略） 3 （省略） 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して6か月を限度として支給するが、法定給付支給開始日から起算して24ヶ月を経過したときは支給しない。	（延長傷病手当金付加金） 第51条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第2項の規定による期間を経過したことにより、その支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前月額の30分の1に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。 2 （省略） 3 （省略） 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から起算して6ヶ月を経過したときは支給しない。